

諮 問 書

佐市社福第2228号

平成18年5月31日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上 英明 様

佐賀市長 秀島 敏行

佐賀市個人情報保護条例第9条第1項の規定に基づき、個人情報の電子計算機処理の可否について、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

障がい程度区分認定調査システムによる電子計算機処理の開始について

2 電子計算機処理の導入目的

資料①のとおり

3 電子計算機処理を行う個人情報の内容

概況調査情報（本人情報、家族情報等）、認定調査情報（106項目）

（詳細については資料②のとおり）

4 電子計算機処理をおこなう時期

平成18年6月中旬稼動予定

5 個人情報の適切な取扱いについての措置

資料③のとおり

6 所管課

社会福祉課

電子計算機処理を行う目的

平成18年4月より障害者自立支援法が施行され、障がい者が福祉サービスを受ける場合は、市町村が設置する審査会において、障がい程度区分の判定を受けることが必要になった。佐賀市では、この市町村審査会を佐賀中部広域圏内の7市町と共に佐賀中部広域連合が行う事務とした。

障がい程度区分の判定を行うためには、障がい者に対する概況調査や106項目の調査を実施する必要がある。調査項目をシステムに入力することで、調査結果が電子計算機処理され、そのデータと医師意見書により佐賀中部広域連合に設置された審査会が障がい程度区分を判定することになる。

この障がい程度区分認定審査システムを利用することで、訪問調査業務の質の均一化と効率化、審査会の事務負担の軽減、多種多様な審査会の資料を作成することでの公平な判定の支援、ペーパーレス審査会によるコスト低減・環境問題への配慮といったことが可能となる。

また、今後は豊富な統計資料に対応できることや定期的な機能の追加もでき、今後、事業に対する評価が求められた場合の統計、分析ができるなど有効活用ができる。

電子計算機処理を行う個人情報の内容

1. 概況調査項目に関する情報

①本人の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 性別 ・ 年齢 ・ 生年月日 ・ 住所 ・ 電話番号
②家族（連絡先）の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 住所 ・ 本人との続柄
③障害等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳情報（等級、障害種別） ・ 療育手帳情報（等級） ・ 精神障害者保健福祉手帳情報（等級） ・ 障害年金情報（等級） ・ 生活保護受給の有無
④現在受けているサービスの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス等の受給状況
⑤地域生活関連についての勘案事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外出頻度 ・ 社会参加の活動状況 ・ 入所、入院履歴
⑥就労関連についての勘案事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労状況 ・ 就労経験 ・ 就労希望の有無
⑦日常活動についての勘案事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中活動の場
⑧介護者についての勘案事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護者の有無 ・ 介護者の健康状況
⑨居住関連についての勘案事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活の場所 ・ 居住環境の状況
⑩その他の勘案事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの量や種類の状況

2. 認定調査項目（106項目）に関する情報

①麻痺・拘縮に関連する項目（11項目）	<ul style="list-style-type: none"> ・麻痺の有無（5ヶ所） ・関節の動く範囲の制限の有無（6ヶ所）
②移動等に関連する項目（7項目）	<ul style="list-style-type: none"> ・寝返りの状況 ・起き上がりの状況 ・座位保持の状況 ・両足での立位の状況 ・歩行の状況 ・移乗の状況 ・移動の状況
③複雑な動作等に関連する項目（3項目）	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち上がりの状況 ・片足での立位保持の状況 ・洗身の状況
④特別な介護等に関連する項目（7項目）	<ul style="list-style-type: none"> ・じょくそうの有無 ・皮膚疾患の有無 ・えん下の状況 ・食事摂取の状況 ・飲水の状況 ・排尿の状況 ・排便の状況
⑤身の回りの世話等に関連する項目（10項目）	<ul style="list-style-type: none"> ・清潔保持の状況（口腔清潔、洗顔、整髪、つめ切り） ・衣類着脱の状況（上衣の着脱、ズボンパンツ等の着脱） ・薬の管理の状況 ・金銭管理の状況 ・電話の利用の状況 ・日常の意思決定
⑥コミュニケーション等に関連する項目（12項目）	<ul style="list-style-type: none"> ・視力の状況 ・聴力の状況 ・意思の伝達の状況 ・本人独自の表現方法を用いた意思表示の状況 ・介護者の指示への反応の状況 ・言葉以外のコミュニケーション手段を用いた説明の理解の状況 ・記憶、理解の状況（6項目）
⑦行動障害に関連する項目（36項目）	<ul style="list-style-type: none"> ・行動障害の状況（36項目）

<p>⑧特別な医療に関する項目（12項目）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・点滴の管理の有無 ・中心静脈栄養の有無 ・透析の有無 ・ストーマ（人工肛門）の管理の有無 ・酸素療法の有無 ・レスピレーター（人工呼吸器）の有無 ・気管切開の処置の有無 ・疼痛の看護の有無 ・経管栄養の有無 ・モニター測定（血圧、心拍、酸素飽和度等）の有無 ・じょくそうの処置の有無 ・カテーテル（コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等）の有無
<p>⑨社会生活に関連する項目（8項目）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調理の状況 ・食事の配膳、下膳の状況 ・掃除の状況 ・洗濯の状況 ・入浴の準備、後片付けの状況 ・買い物の状況 ・交通手段の利用の状況 ・文字の視覚的認識使用の状況

個人情報の適切な処理についての措置

セキュリティ対策について

- 1 システム運用に関する責任者の任命
社会福祉課長を責任者に任命する。
- 2 システムの専有
独立した専用の端末を使用することにより部外者が利用出来ない環境をつくる。
- 3 システム操作員の限定
操作員個々へのパスワード設定
電源投入時とシステム起動時の両方にパスワードを設定して、責任者が定期的に変更をおこなう。
- 4 操作員に対する研修
個人情報保護に関する知識の普及、情報の漏洩防止のために定期的な職員の研修をおこなう。
- 5 認定調査委託先のデータ管理
委託先で調査した個人情報は市が配布するシステムにより管理し、個々のパスワードで管理する。パスワードは事業所毎に設定し、市が管理する。毎月おこなう調査報告は媒体（FD）にて市へ提出。その際の情報情報は暗号化することにより盗難や紛失による情報漏洩の対策を講じる。